

令和元年度第4回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

(一条メガソーラー熊本菊池発電所事業分)

1 日 時

令和元年（2019年）10月17日（木）午後3時30分から午後4時30分
まで

2 場 所

熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

大石委員、太田委員、奥村委員、木部委員、小林委員、坂梨委員、副島委員、
松田委員、森委員（15人中9人出席）

(2) 事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

葉山課長、廣畑審議員、中山課長補佐、前田主任技師、竹崎主事

(3) 関係機関

熊本県エネルギー政策課、環境省九州地方環境事務所環境対策課

(4) 事業者等

株式会社一条工務店、株式会社阪南コーポレーション、一般財団法人九州環境
管理協会 計4人

(5) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

4 議 題

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価方法書」について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業環境影響評
価方法書」に係る審査会意見（事務局案）について説明した。その後、事業者（一
般財団法人九州環境管理協会）が補足資料により説明した。

主な質疑の概要

会長 | それでは各意見について、分野ごとに確認していきたいと思う。

通し番号 1 番から、維持管理に関して委員からの意見であるが、これは意見なしとなっているが、よいか。

委員

はい。

会長

次に、2 番の事業の効果に関して、委員からいかがか。

委員

丁寧に追加の説明いただき、感謝する。試算結果についてはこの通りだと思う。細かいことを言えば、樹木を伐採してから 20 年間ではなく、その後森林が再生するまでの 40 年間で足りていただきたかったとは思いますが、特にこれ以上はない。

会長

通し番号 3 番については、委員から了解を得られているということで、次の 4 番の騒音についても委員から了解が得られているということで進めていく。

5 番の大気質に関して、委員から了解を得られている。

続いて 6 番について、委員いかがであるか。

委員

問題ない。

会長

5 番の河川に関しての意見はいかがであるか。

委員

せっかく、対照河川を設定していただいているので、本事業による SS の流出というか、水質汚濁が評価できるならばこれで構わない。

会長

8 番の水害に関するまとめに関して、委員いかがであるか。

委員

よい。

会長

9 番以降は審査会意見の案が出ており、これが最終的な提出意見となるので、文案に関して気づいた点があれば、その他の委員からでも意見をお願いしたい。

まず、9 番の委員からの事業撤退後の件に関して、このような取りまとめに関してご意見等があればお願いします。

委員

事業者見解のところで、「事業撤退後も適切な管理を行う」という「適切な管理」とはどういうことか。また、撤退後に管理を行うということがあるのか。

事業者等

事業撤退後について、メガソーラー事業自体は F I T 制度で 20 年

間は国が買い取るので、同時に我々は 20 年間は発電するという約束のもとに今回の事業計画が立っている。20 年後は、事業としては成り立たなくなるかもしれないが、エネルギーの地産地消などが議論されており、いろんな形で有効利用されていく施設になっていくと考えている。

一方で、事業者見解を書いた側が言うのも申し訳ないが、「事業撤退後も」という表現はおかしいと思っている。どうしても致し方ない理由で撤退しなければならないとなった場合は、所有権が移転されていなければ所有者になるので、何らかの管理はしていかなければならないと考えている。

委員 関連して、パネルは何年程度もつのか。

事業者等 パネル自身は毎年約 1%弱劣化する。例えば、20 年経つと約 20%程度劣化する。ただし発電はする。パネル自身は能力は落ちてくるが発電し続けていくのが現状である。逆に壊れるのはパワコンとかが寿命が短く大規模な補修が必要になってくると考えている。

会長 9 番に関しては、特に文案に関してもご意見等はなく、今の説明で御了解いただいたということでしょうか。

続いて 10 番植物に関する土壌改良に関して、意見等はないか。

委員 事業者見解の 2 行目の「それに見合った改良剤」というのは、現時点で開発されているのか、どこかで使われているという事例はあるのか。

事業者等 ここは主に赤ボク、黒ボクの火山灰性のものが多いと思うので、石灰系の改良剤がメインになると思うが、今後造成工事を行うまでに、現地の土を採取して配合試験等を行いながら適切なものを見つけていく。また、隣で国交省が工事を行っているので、その意見も参考にさせてもらおうと思っている。

会長 よろしいか。では、10 番もこれで承認ということで続けていく。11 番の動物、これは文献調査に関する意見であり、かなり長く書いてあるが、このような表現で問題ないか。委員、この表現で問題ないか。

委員 はい。

会長 では、この意見でまとめたいと思う。
続いて 12 番水生動物について、委員いかがか。

委員 結構。

会長	13 番の植物、植栽後の管理について、委員。
委員	樹木の選定やその後の管理について、熊本河川国道事務所がどの程度理解しているのか少し疑問がある。
会長	専門家には相談していると思う。
委員	わかった。
会長	では、これで取りまとめる。通し番号 14 番について、委員いかがか。
委員	指導・要望事項としてはこれでいいが、自分でもどの種類がいいかとても難しい。在来種といってもいろんなものがあるので、本当は土留めだけして何もせず待つのが一番いいが、そういうわけにはいかないか。
会長	現場近くのを植栽するのが一番いいと思うが、現実問題として難しいと思う。この内容で了解いただいたということで取りまとめさせていただく。 続いて 15 番についてどうか。
委員	残地森林等に関する誓約書を見せてもらったが、2 番目の部分で、実際に事業予定地は植林地が多いが、地域森林計画の対象にほぼなっていると考えていいか。
事業者等	計画地のほぼ 98%、99%までは 5 条森林（地域森林計画対象民有林）になっている。
委員	そうすると、年数が来たら間伐するとか決まっているか。伐採計画とかあると思うが、そういうものに従って作業するということか。
事業者等	森林法に則ってやろうと考えている。
委員	現地の森林が 36 年から 40 年成長と仮定されているが、これから 20 年事業を続ける間に木がとても大きくなる。その間の管理というのも、事業者が森林を管理するという視点で作業するということがあれば大丈夫と思うが、気が付いて 20 年後に見たら手が付けられないという森林になっていたら問題と思うので、是非お願いする。
会長	森林管理に対する御意見であるので、よろしく願います。 続いて 16 番、景観に関して委員いかがか。
委員	この問題は、完成した後、様々な方が色々言ってこられる場所な

ので、可能な限り対策していただきたいと強く願う。

- 会長** まだ、道路の図面もできていないという状況ということで、今後国交省と連携するということをお願いしたい。
次に、17番、18番の景観について委員いかがか。
- 委員** よろしい。
- 会長** これで了承いただいたということで取りまとめさせていただく。
19番に関して、いかがか。
- 委員** 大丈夫である。
- 会長** ありがたく思う。これで取りまとめさせていただく。
次に20番の廃棄物に関しては、柳瀬委員から了承を得られているということ、21番の文化財に関しても、小畑委員からの了承を得られているということで、これで1番から21番まで審議を終了した。
これまで通して、全体を振り返って、追加の意見等があればお願いし、なければ、これで最終的な案としたいと思うが、何か気づいたこと等があればお願いします。
- 委員** 10番の最後の「植林可能な工法があれば比較検討し」とあり、まだそのような事例はないのかもしれないが、ここは、どのような検討がなされるのか。今、あげるようないくつかの工法があるのか、あるいは目途とか。
- 会長** これから検討するのか、現時点でどこかで使っている工法があるのか確認したいということである。
- 事業者等** 配合剤について、具体的に何をを使うということまでは、まだ検討していない。今後、文献とか御意見とかいただきながら、過去の事例とかも踏まえつつ、検討しようと思う。また、必要以上の強度を上げずに、貧配合にして植栽可能な部分と安全性を保つギリギリのバランスというのを探っていこうと思う。
- 会長** その他にないか。
その他に意見等がなければ、取りまとめを終了したいと思う。

※配付資料

- (1) 令和元年度第4回熊本県環境影響評価審査会 次第
- (2) 「一条メガソーラー熊本菊池発電所に係る環境影響評価方法書」に係る審査会意見（事務局案）について
- (3) 温室効果ガスの試算結果について（補足資料）